

改正	昭和51年3月31日規則第24号	昭和52年4月1日規則第21号
	昭和55年3月31日規則第50号	昭和56年3月31日規則第11号
	昭和59年4月1日規則第33号	昭和63年4月1日規則第32号
	昭和63年6月30日規則第89号	昭和63年12月27日規則第114号
	平成元年3月31日規則第27号	平成元年3月31日規則第68号
	平成6年3月31日規則第27号	平成7年10月17日規則第77号
	平成8年3月31日規則第23号	平成9年4月3日規則第44号
	平成11年2月19日規則第13号	平成12年3月31日規則第159号
	平成13年9月7日規則第98号	平成16年3月31日規則第64号
	平成16年7月2日規則第114号	平成17年10月28日規則第127号
	平成18年6月23日規則第97号	平成18年9月29日規則第137号
	平成19年3月16日規則第19号	平成21年4月28日規則第59号
	平成21年11月13日規則第96号	平成25年2月1日規則第3号
	令和2年3月24日規則第19号	

北海道立真駒内公園屋内競技場及び屋外競技場管理規則をここに公布する。

北海道立真駒内公園管理規則

題名改正〔平成16年規則114号・17年127号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立真駒内公園（以下「真駒内公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成17年規則127号〕

（一般公開日）

第2条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定するスポーツの日は、真駒内公園の屋内競技場及び屋外競技場（以下「競技場」という。）を一般に公開する。

2 前項に規定する日（以下「一般公開日」という。）には、競技場の全部利用を認めないものとする。

追加〔昭和52年規則21号〕、一部改正〔平成16年規則64号・114号・17年127号・令和2年19号〕

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第3条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の2の12の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

全部改正〔平成17年規則127号〕、一部改正〔平成18年規則97号・21年96号・25年3号〕

（利用料金の額の承認）

第4条 指定管理者は、条例第12条の2第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則127号〕

（利用料金の還付の基準）

第5条 条例第12条の2第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

（1） 条例第6条第1項本文の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合

(2) 競技場の全部利用の承認を受けた者（第8条において「全部利用者」という。）から全部利用を中止し、又は利用期間を短縮する旨の申出があり、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めた場合

(3) 条例第6条の4第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則127号・18年97号〕

(利用料金の減免の基準)

第6条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者については、利用料金（駐車場の利用料金を除く。）を免除することができることとする。

ア 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（次号において「児童福祉施設」という。）に入所し、又は通園している少年及びその引率者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

ク 65歳以上の者

ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

コ 一般公開日に競技場を利用する者

(2) 次に掲げる者については、駐車場の利用料金を免除することができることとする。

ア 前号ア、ウ及びオからキまでに掲げる者（同号アに掲げる特別支援学校の児童及び生徒を除く。）

イ 児童福祉施設に入所し、又は通園している児童の引率者

ウ その他知事がア又はイに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成16年規則114号・17年127号・18年137号・19年19号・21年59号〕

(遵守事項)

第7条 真駒内公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であつて法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者（以下「利用者」という。）は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 真駒内公園の公園施設であつて法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

追加〔平成17年規則127号〕

(原状回復の義務)

第8条 全部利用者はその利用期間が満了するまでに、全部利用者以外の利用者はその利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

2 全部利用者は、原状回復を終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その確認を受けなければならない。

3 全部利用者が第1項の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを代わって行い、その費用を当該全部利用者から徴収するものとする。

一部改正〔平成16年規則64号・17年127号〕

(知事による管理)

第9条 条例第14条第1項の規定により知事が真駒内公園の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第5条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条及び前条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

追加〔平成17年規則127号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 北海道立真駒内競技場条例施行規則（昭和47年北海道規則第81号）は、廃止する。

附 則（昭和51年3月31日規則第24号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日規則第50号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日規則第11号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日規則第33号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日規則第32号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年6月30日規則第89号抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月27日規則第114号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成元年3月31日規則第27号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第27号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月17日規則第77号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月31日規則第23号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月3日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年2月19日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第159号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成13年9月7日規則第98号）

この規則は、平成13年9月8日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第64号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に納められた北海道立真駒内公園の屋内競技場及び屋外競技場並びに北海道立野幌総合運動公園の運動施設等の使用料に係る還付については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成16年7月2日規則第114号）

この規則は、平成16年7月3日から施行する。

附 則（平成17年10月28日規則第127号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月23日規則第97号）

この規則は、平成18年11月11日から施行する。（後略）

附 則（平成18年9月29日規則第137号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月28日規則第59号）

この規則は、平成21年4月29日から施行する。

附 則（平成21年11月13日規則第96号）

この規則は、平成21年11月15日から施行する。

附 則（平成25年2月1日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

（第4条関係）

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成16年規則114号・17年127号〕

改正	昭和62年4月20日規則第40号	昭和63年3月31日規則第25号
	昭和63年6月30日規則第89号	昭和63年11月7日規則第107号
	平成元年3月31日規則第39号	平成2年5月31日規則第30号
	平成4年3月31日規則第39号	平成4年5月1日規則第62号
	平成6年3月31日規則第52号	平成7年10月17日規則第77号
	平成8年3月31日規則第41号	平成9年4月3日規則第65号
	平成11年2月19日規則第13号	平成12年3月31日規則第159号
	平成16年3月31日規則第64号	平成17年10月28日規則第127号
	平成18年6月23日規則第97号	平成18年9月29日規則第137号
	平成19年3月16日規則第19号	平成21年11月13日規則第96号
	平成24年3月30日規則第52号	平成25年2月1日規則第3号

北海道立野幌総合運動公園ホッケー・蹴（しゅう）球場管理規則をここに公布する。

北海道立野幌総合運動公園管理規則

題名改正〔昭和62年規則40号・平成4年62号・17年127号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立野幌総合運動公園（以下「野幌総合公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成17年規則127号〕

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第2条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の2の12の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

追加〔平成17年規則127号〕、一部改正〔平成18年規則97号・21年96号・25年3号〕

（合宿所の利用）

第3条 野幌総合公園の合宿所は、ホッケー・サッカー場、ラグビー場、水泳プール、体育館、テニスコート、軟式野球場、硬式野球場又は陸上競技場を利用する場合に限り、利用できるものとする。

一部改正〔昭和62年規則40号・平成元年39号・2年30号・4年62号・6年52号・16年64号・17年127号〕

（利用料金の額の承認）

第4条 指定管理者は、条例第12条の2第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則127号〕

（利用料金の還付の基準）

第5条 条例第12条の2第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 条例第6条第1項本文の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合
- (2) 条例第6条第1項本文の承認を受けた者（水泳プール、体育館又は陸上競技場にあつては、全部利用の承認を受けた者に限る。）から利用を中止し、又は利用期間を短縮する旨の申出があり、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めた場合
- (3) 条例第6条の4第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則127号・18年97号〕

(利用料金の減免の基準)

第6条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者については、利用料金（合宿所の利用料金を除く。）を免除することができることとする。

ア 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

ク 65歳以上の者

ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(2) 次に掲げる者については、合宿所の利用料金を免除することができることとする。

ア 前号アからキまでに掲げる者

イ その他知事がアに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則127号・18年137号・19年19号・24年52号〕

(遵守事項)

第7条 野幌総合公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者（以下「利用者」という。）は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 野幌総合公園の公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

追加〔平成17年規則127号〕

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。

条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

追加〔平成17年規則127号〕

(知事による管理)

第9条 条例第14条第1項の規定により知事が野幌総合公園の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第5条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

追加〔平成17年規則127号〕

附 則

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月30日規則第40号）

この規則は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日規則第25号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年6月30日規則第89号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年11月7日規則第107号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成元年3月31日規則第39号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定、第3条第1項及び第2項の改正規定並びに別表の改正規定中体育館に係る部分は、同年5月1日から施行する。

附 則（平成2年5月31日規則第30号）

この規則は、平成2年6月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第39号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年5月1日規則第62号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立野幌総合運動公園運動施設管理規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道立野幌総合運動公園運動施設等管理規則の規定にかかわらず、平成4年7月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成6年3月31日規則第52号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第3項の改正規定、第3条第1項及び第2項の改正規定並びに別表の改正規定中陸上競技場に係る部分は、同年5月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立野幌総合運動公園運動施設等管理規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道立野幌総合運動公園運動施設等管理規則の規定にかかわらず、平成6年7月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成7年10月17日規則第77号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月31日規則第41号）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に使用の申込みがされている北海道立野幌総合運動公園の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成9年4月3日規則第65号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に使用の申込みがされている北海道立野幌総合運動公園の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成11年2月19日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第159号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙があ

る場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成16年3月31日規則第64号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に納められた北海道立真駒内公園の屋内競技場及び屋外競技場並びに北海道立野幌総合運動公園の運動施設等の使用料に係る還付については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成17年10月28日規則第127号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月23日規則第97号）

この規則は、平成18年11月11日から施行する。（後略）

附 則（平成18年9月29日規則第137号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月13日規則第96号）

この規則は、平成21年11月15日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第52号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月1日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式

（第4条関係）

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則127号〕

改正 平成11年2月19日規則第13号 平成12年3月31日規則第159号
平成16年3月31日規則第64号 平成17年3月31日規則第46号
平成17年10月28日規則第127号 平成18年6月23日規則第97号
平成18年9月29日規則第137号 平成19年3月16日規則第19号
平成21年11月13日規則第96号 平成25年2月1日規則第3号

北海道立宗谷ふれあい公園オートキャンプ場管理規則をここに公布する。

北海道立宗谷ふれあい公園管理規則

題名改正〔平成16年規則64号・17年127号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立宗谷ふれあい公園（以下「宗谷ふれあい公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成17年規則127号〕

（オートキャンプ場の利用の時間）

第2条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の2の5の事項の規則で定める時間は、次のとおりとする。

区分		利用の時間
キャンピングカーサイト		午後1時から翌日の午前11時まで（2泊以上の場合は、午後1時から最終日の午前11時まで）
プライベートサイト		午後1時から翌日の午前11時まで（2泊以上の場合は、午後1時から最終日の午前11時まで）
フリーテントサイト	デイキャンプ	午前10時から午後4時まで
	宿泊キャンプ	午後1時から翌日の午前11時まで（2泊以上の場合は、午後1時から最終日の午前11時まで）
ロッジ		午後3時から翌日の午前11時まで（2泊以上の場合は、午後3時から最終日の午前11時まで）
キャンパーズハウス		午前8時から午後9時まで
洗濯機		午前8時から午後9時まで
乾燥機		

一部改正〔平成16年規則64号・17年46号・127号・25年3号〕

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第3条 条例別表第1の2の12の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

全部改正〔平成17年規則127号〕、一部改正〔平成18年規則97号・21年96号・25年3号〕

（利用料金の額の承認）

第4条 指定管理者は、条例第12条の2第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則127号〕

（利用料金の還付の基準）

第5条 条例第12条の2第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- （1） 条例第6条第1項本文の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合
- （2） 条例第6条の4第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則127号・18年97号〕

(利用料金の減免の基準)

第6条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者については利用料金（条例別表第5の1の事項、3の事項及び4の事項に係るものに限る。次号において同じ。）を、65歳以上の者については利用料金（同表の1の事項に係るものに限る。）を免除することができることとする。
 - ア 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
 - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
 - エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
 - カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
 - キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
 - ク その他知事がアからキまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則46号・127号・18年137号・19年19号〕

(遵守事項)

第7条 宗谷ふれあい公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものである者（以下「利用者」という。）は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 宗谷ふれあい公園の公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものであるものを汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 宗谷ふれあい公園のオートキャンプ場を利用する場合にあつては、指定の場所以外の場所でキャンプをしないこと。

一部改正〔平成16年規則64号・17年127号〕

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

追加〔平成17年規則127号〕

(知事による管理)

第9条 条例第14条第1項の規定により知事が宗谷ふれあい公園の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第5条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第6条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

追加〔平成17年規則127号〕

附 則

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成11年2月19日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第159号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成16年3月31日規則第64号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に納められた北海道立真駒内公園の屋内競技場及び屋外競技場並びに北海道立野幌総合運動公園の運動施設等の使用料に係る還付については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成17年3月31日規則第46号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年10月28日規則第127号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月23日規則第97号）

この規則は、平成18年11月11日から施行する。（後略）

附 則（平成18年9月29日規則第137号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月13日規則第96号）

この規則は、平成21年11月15日から施行する。

附 則（平成25年2月1日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式

（第4条関係）

全部改正〔平成16年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則127号〕

改正 平成17年3月31日規則第46号 平成17年10月28日規則第127号
平成18年6月23日規則第97号 平成18年9月29日規則第137号
平成19年3月16日規則第19号 平成21年11月13日規則第96号
平成25年2月1日規則第3号

北海道立ゆめの森公園パークゴルフ場管理規則をここに公布する。

北海道立ゆめの森公園管理規則

題名改正〔平成17年規則127号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立ゆめの森公園（以下「ゆめの森公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成17年規則127号〕

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第2条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の2の12の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

全部改正〔平成17年規則127号〕、一部改正〔平成18年規則97号・21年96号・25年3号〕

（利用料金の額の承認）

第3条 指定管理者は、条例第12条の2第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

全部改正〔平成17年規則46号〕、一部改正〔平成17年規則127号〕

（利用料金の還付の基準）

第4条 条例第12条の2第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- （1） 条例第6条第1項本文の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合
- （2） 条例第6条の4第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

全部改正〔平成17年規則46号〕、一部改正〔平成17年規則127号・18年97号〕

（利用料金の減免の基準）

第5条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 次に掲げる者については、利用料金を免除することができることとする。

ア 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

ク その他知事がアからキまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

全部改正〔平成17年規則46号〕、一部改正〔平成17年規則127号・18年137号・19年19号〕

(遵守事項)

第6条 ゆめの森公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であつて法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者（以下「利用者」という。）は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ゆめの森公園の公園施設であつて法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを汚染し、若しくは破損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

一部改正〔平成17年規則46号・127号〕

(原状回復の義務)

第7条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

追加〔平成17年規則127号〕

(知事による管理)

第8条 条例第14条第1項の規定により知事がゆめの森公園の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第4条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第5条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

追加〔平成17年規則127号〕

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第46号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年10月28日規則第127号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月23日規則第97号）

この規則は、平成18年11月11日から施行する。（後略）

附 則（平成18年9月29日規則第137号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月13日規則第96号）

この規則は、平成21年11月15日から施行する。

附 則（平成25年2月1日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式

(第3条関係)

全部改正〔平成17年規則46号〕、一部改正〔平成17年規則127号〕

改正 平成18年6月23日規則第97号 平成21年11月13日規則第96号

平成25年2月1日規則第3号

北海道立道南四季の杜（もり）公園管理規則をここに公布する。

北海道立道南四季の杜（もり）公園管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立道南四季の杜（もり）公園（以下「道南公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第2条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の2の12の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

一部改正〔平成18年規則97号・21年96号・25年3号〕

（遵守事項）

第3条 道南公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者（以下「利用者」という。）は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）道南公園の公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

（2）他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

（原状回復の義務）

第4条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。

（知事による管理）

第5条 条例第14条第1項の規定により知事が道南公園の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第3条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月23日規則第97号）

この規則は、平成18年11月11日から施行する。ただし、第8条の規定（「利用の」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月13日規則第96号）

この規則は、平成21年11月15日から施行する。

附 則（平成25年2月1日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

改正 平成16年3月31日規則第64号 平成17年3月31日規則第46号
平成17年6月14日規則第70号 平成17年10月28日規則第127号
平成18年6月23日規則第97号 平成18年9月29日規則第137号
平成19年3月16日規則第19号 平成21年11月13日規則第96号
平成25年2月1日規則第3号

北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場管理規則をここに公布する。

北海道立十勝エコロジーパーク管理規則

題名改正〔平成17年規則46号・127号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立十勝エコロジーパーク（以下「十勝公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成17年規則127号〕

（オートキャンプ場の利用の時間）

第2条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の2の8の事項の規則で定める時間は、次のとおりとする。

区分		利用の時間
プライベートサイト		午後1時から翌日の午前11時まで （2泊以上の場合は、午後1時から最終日の午前11時まで）
フリーテントサイト	デイキャンプ	午前10時から午後4時まで
	宿泊キャンプ	午後1時から翌日の午前11時まで （2泊以上の場合は、午後1時から最終日の午前11時まで）
トレーラーハウス		午後3時から翌日の午前11時まで
ロッジ		（2泊以上の場合は、午後3時から最終日の午前11時まで）
多目的ドーム		午前10時から午後9時まで
洗濯機		午前8時から午後9時まで
乾燥機		

一部改正〔平成16年規則64号・17年46号・70号・127号・25年3号〕

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第3条 条例別表第1の2の12の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

全部改正〔平成17年規則127号〕、一部改正〔平成18年規則97号・21年96号・25年3号〕

（利用料金の額の承認）

第4条 指定管理者は、条例第12条の2第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

全部改正〔平成17年規則46号〕、一部改正〔平成17年規則127号〕

（利用料金の還付の基準）

第5条 条例第12条の2第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 条例第6条第1項本文の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合
- (2) 条例第6条の4第2項の規定により利用の承認を取り消した場合
全部改正〔平成17年規則46号〕、一部改正〔平成17年規則127号・18年97号〕
(利用料金の減免の基準)

第6条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者については、利用料金(条例別表第6の2の事項に係るものを除く。次号において同じ。)を免除することができることとする。
 - ア 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
 - イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
 - ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
 - エ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
 - カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者(知的障害者を除く。)と判定された者及びその引率者
 - キ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
 - ク 65歳以上の者
 - ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。
全部改正〔平成17年規則46号〕、一部改正〔平成17年規則127号・18年137号・19年19号〕

(遵守事項)

第7条 十勝公園の公園施設(都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。)であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者(以下「利用者」という。)は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 十勝公園の公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 十勝公園のオートキャンプ場を利用する場合にあつては、指定の場所以外の場所でキャンプをしないこと。

一部改正〔平成16年規則64号・17年46号・127号〕

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

追加〔平成17年規則127号〕

(知事による管理)

第9条 条例第14条第1項の規定により知事が十勝公園の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第5条中「同条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料(以下「使用料」という。)」と、第6条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

追加〔平成17年規則127号〕

附 則

この規則は、平成15年7月20日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第64号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に納められた北海道立真駒内公園の屋内競技場及び屋外競技場並びに北海道立野幌総合運動公園の運動施設等の使用料に係る還付については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成17年3月31日規則第46号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年6月14日規則第70号）

- 1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場等管理規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道立十勝エコロジーパークオートキャンプ場等管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

附 則（平成17年10月28日規則第127号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月23日規則第97号）

この規則は、平成18年11月11日から施行する。（後略）

附 則（平成18年9月29日規則第137号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月13日規則第96号）

この規則は、平成21年11月15日から施行する。

附 則（平成25年2月1日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式

（第4条関係）

全部改正〔平成17年規則46号〕、一部改正〔平成17年規則127号〕

改正 平成21年11月13日規則第96号 平成25年2月1日規則第3号

令和2年3月31日規則第58号

北海道立サンピラーパーク管理規則をここに公布する。

北海道立サンピラーパーク管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立サンピラーパーク（以下「サンピラーパーク」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第2条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の2の12の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

一部改正〔平成21年規則96号・25年3号〕

（利用料金の額の承認）

第3条 指定管理者は、条例第12条の2第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利用料金の還付の基準）

第4条 条例第12条の2第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

（1） 条例第6条第1項本文の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合

（2） 条例第6条の4第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

（利用料金の減免の基準）

第5条 条例第12条の2第6項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1） 次に掲げる者については、利用料金を免除することができることとする。

ア 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

ク その他知事がアからキまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

（2） 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

一部改正〔令和2年規則58号〕

（遵守事項）

第6条 サンピラーパークの公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第

2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。)であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者(以下「利用者」という。)は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) サンピラーパークの公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(原状回復の義務)

第7条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。

条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

(知事による管理)

第8条 条例第14条第1項の規定により知事がサンピラーパークの管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第4条中「同条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料(以下「使用料」という。)」と、第5条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

附 則

この規則は、平成18年11月11日から施行する。

附 則(平成21年11月13日規則第96号)

この規則は、平成21年11月15日から施行する。

附 則(平成25年2月1日規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第58号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式

(第3条関係)

改正 平成24年3月30日規則第33号 平成25年2月1日規則第3号

北海道立オホーツク流水公園管理規則をここに公布する。

北海道立オホーツク流水公園管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立オホーツク流水公園（以下「流水公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第2条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の2の12の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

一部改正〔平成25年規則3号〕

（利用料金の額の承認）

第3条 指定管理者は、条例第12条の2第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成24年規則33号〕

（利用料金の還付の基準）

第4条 条例第12条の2第5項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- （1） 条例第6条第1項本文の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合
- （2） 条例第6条の4第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

追加〔平成24年規則33号〕

（利用料金の減免の基準）

第5条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 次に掲げる者については、利用料金を免除することができることとする。
 - ア 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
 - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
 - エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
 - カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
 - キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
 - ク 65歳以上の者
 - ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの
- （2） 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

追加〔平成24年規則33号〕

(遵守事項)

第6条 流水公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者（以下「利用者」という。）は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 流水公園の公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

一部改正〔平成24年規則33号〕

(原状回復の義務)

第7条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

一部改正〔平成24年規則33号〕

(知事による管理)

第8条 条例第14条第1項の規定により知事が流水公園の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第4条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第5条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

一部改正〔平成24年規則33号〕

附 則

この規則は、平成21年11月15日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第33号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月1日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式

(第3条関係)

追加〔平成24年規則33号〕